

## 「環境アセスメント制度の見直し」に関する進捗状況について

令和 7 年 5 月

滋賀県環境政策課

### 1 経緯

- ・ 令和 6 年 9 月 環境審議会に、これまでの社会情勢の変化等を踏まえた「環境アセスメント制度の見直し」について諮問（環境企画部会に付議）
- ・ 令和 6 年 12 月 「工場」「工業団地」の造成事業に係る制度見直しの「基本的な考え方」や「今後の対応方針」をとりまとめ（第 1 次答申）
- ・ 令和 7 年 1 月 第 1 次答申の内容をもとに、制度見直しに向けた具体的な検討を進めるため、環境企画部会の中に「環境アセスメント制度見直し小委員会」を設置
- ・ 令和 7 年 3 月 第 1 回小委員会を開催

### 2 第 1 回小委員会の概要

【日 時】 令和 7 年 3 月 18 日（火） 13:15～15:15

【出席者】 田中委員長、坂下委員、島田委員、中野委員、樋口委員、前迫委員、  
小山専門委員、吉田専門委員（8 名全員出席）

#### 【主な御意見】

- ・ 今回の制度の見直しの議論の背景は、経済環境を整えながら環境保全を両立させていくための手法である。現行制度が厳しすぎるのであれば、要件や手続の緩和が妥当であり、緩和のための条件を整理するのが小委員会の役割。
- ・ 第 1 次答申では、「保全エリア」、「産業エリア」の区分明確化が求められたが 今回は緩和のための条件整理が目的であること、アセス制度は規制ではなく「保全エリア」であっても 手続を経れば開発可能なことから、 今後は誤解をさけるため 「従来通りのアセス手続が必要なエリア」、「緩和が可能なエリア」のように、より分かりやすい言葉を使っていく必要がある。
- ・ 滋賀県には、豊かな自然環境としての森、川、里、湖や、そのつながりの中で営まれる人々や企業の活動があり、そういったものを守る観点からエリアの設定をお願いしたい。
- ・ 企業としては、現行の手続期間が 1 年程度短くなると実効的と考える。

### 3 今後の予定

- ・ 5 月 12 日 環境企画部会に中間報告 ← 今回
- ・ 6～9 月 2 回程度の小委員会を開催し「制度見直し（案）」をとりまとめ
- ・ 10 月頃 環境企画部会で「制度見直し（案）」を審議（第 2 次答申）